

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス久留米株式会社から令和3年3月26日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号：九運公第2号

事案番号：福2廃12（西鉄バス久留米株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和3年6月28日（月）13時30分から

福岡合同庁舎新館10階 九州運輸局

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】

福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 課長 相良 宏

※書面により陳述

【柳川市】

柳川市 企画課企画係係長 中島 貴光

柳川市 企画課企画係主事 梶島 秀次

※書面により陳述

エ 陳述の要旨

【福岡県】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス久留米株式会社）との協議内容
 - ・ 令和3年3月26日付で西鉄バス久留米株式会社から、県バス対策協議会長宛に沖新線（循環系統）の廃止の申出書が提出された。県バス対策協議会は、速やかに関係者（関係自治体・福岡運輸支局）に通知するとともに、書面にて県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、対応策について検討がなされた。その結果、県バス対策協議会としては届出路線の廃止はやむを得ないものとの判断となった。
- (2) 自治体や住民等の意見
 - ・ 特段の意見なし。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
 - ・ 柳川市がコミュニティバスの新ルートを令和3年10月1日より運行予定。

- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非 . . . 非
- ・ 柳川市の意向を尊重する。

【柳川市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス久留米株式会社）との協議内容
- ・ 柳川市地域公共交通協議会にて市内循環線の廃止及び代替交通について、R3. 1. 20、R3. 3. 17、R3. 6. 28 に開催した協議会にて協議を行った。
 - ・ 西鉄バス久留米株式会社から市内循環線を廃止することについて R2. 4. 28 に申出あり。その後、市内循環線で利用者の多い柳川病院バス停の利用者数データを提供いただき、代替交通の検討を行った。
- (2) 自治体や住民等の意見
- ・ 柳川市地域公共交通協議会にて市内循環線の廃止について協議を行ったが、意見なし。
 - ・ 代替交通としてコミュニティバスを運行することについては意見なしであったが、運行する際のルート、運賃、西鉄柳川駅への乗り入れについて、堀川バス株式会社より意見があったため、再度、協議を行った結果、運賃は100円、西鉄柳川駅への乗り入れを行うこととなった。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
- ・ 市内循環線廃止後、代替交通としてコミュニティバスを新たに運行する。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非 . . . 非
- ・ 廃止予定日についても柳川市地域公共交通協議会にて協議を行い、決定をしているため。